

清掃業務実施基準書

(1) 日常清掃業務

本館	玄関・廊下・階段等清掃……………	随 時
	玄関ドア・マット清掃……………	随 時
	2階渡り廊下清掃(本館－保健所) ……	随 時
別館	便所清掃……………	毎 日
	男性用：大6、小9 女性用：大6 多目的便所：1 便所・便器の清掃及び汚物処理 トイレットペーパー・石鹼水補充	
	屋外階段・スロープ等清掃……………	週 1 回
保健福祉事務所	便所清掃……………	毎 日
	男性用：大1、小1 女性用：大1 便所・便器の清掃及び汚物処理 トイレットペーパー・石鹼水補充	
	渡り廊下・廊下・階段等清掃……………	週 1 回
保健福祉事務所	玄関・廊下・階段等清掃……………	随 時
	玄関ドア・マット清掃……………	随 時
	便所清掃……………	毎 日
	男性用：大2、小4 女性用：大4 多目的便所：1 便所・便器の清掃及び汚物処理 トイレットペーパー・石鹼水補充	
	1階渡り廊下・スロープ等清掃……………	週 1 回

日常清掃床面積		
本館	371.360	㎡
別館	180.116	㎡
保健所※	267.160	㎡

定期清掃床面積		
本館	1,249.070	㎡
別館	216.780	㎡
保健所※	819.370	㎡

(※保健所＝保健福祉事務所)

別添 1 「鳥栖総合庁舎
清掃委託面積表」

別添 2 「鳥栖総合庁舎除草区域」

別添 3 「庁舎平面図」

別添 4 「配置図」

(2) 定期清掃業務

本館・別館・保健福祉事務所		
床ワックス……………	年 3 回	
庁舎敷地内除草……………	(付紙2に記載)	

①床ワックスの実施日は、(6月・10月・2月)の土曜日または日曜日とする。

- 床清掃は、塵埃を除去し洗剤等によりポリッシャーをもって洗浄のうえ、汚れを拭取り、樹脂ワックス仕上げとする。
- ポリッシャーを使用出来ない部分は、ブラシ又は乾布類を用いて、磨きだしする。
- 移動可能な椅子・衝立等の備品類は移動させ、入念に清掃し、清掃後は元の位置に必ず戻して置くこと。
- 床がフリーアクセス床のところは、洗浄洗いはしないで、焼付け方式のワックス仕上げとする。

②除草・清掃(掃き掃除)は、月4週、週1回または2回とし、毎週土曜日または日曜日とする。

(3) 特別清掃業務

本館・別館・保健福祉事務所		
① 窓ガラス清掃……………	年 1 回	(12月)
② 照明器具清掃……………	年 1 回	(12月)
③ ブラインド清掃……………	年 1 回	(12月)
④ フィルター清掃……………	年 2 回	(6月・11月)